DVで別居している夫から一方的に離婚を言い渡され、

生活費がもらえなくなった妻からの相談

■人権キーワード

女性（DV）、子ども

■相談の主訴

夫からの言葉の暴力や金銭トラブルから別居しているが、夫から一方的に離婚を言い渡され、生活費がもらえなくなった。

■相談者

* 相談者は４０代女性。
* 疾病や障がいはなくしっかりした印象の方であったが、初期相談時には通帳に残高がほとんどなく精神的に不安定であった。
* それまでは自営業をしている夫の店で一緒に働いていた。
* お金の管理はすべて夫に任せており、貯金などはしていない様子であった。

■家族状況

* 夫と夫の母親、大学生の長女、高校生の次女がいる。
* 夫は浮気が原因で家を出ていき浮気相手と暮らしている。
* 長女はアルバイトの収入があり、一人暮らしをしている。
* 夫の母親と相談者と次女の３人で暮らしている。

ジェノグラム

■相談に至った経緯

* 市役所の人権推進課に夫からのDVの相談に来たが、すでに夫は家を出ていき離婚調停を考えている段階だった。一方で、生活費がもらえない下での生活費等の問題が大きかったため人権協会で相談を引き継いだ。

■相談内容・相談者の状況等

* 前から夫が浮気をしておりそれが原因で言葉の暴力があった。夫は浮気相手と家庭を持つために離婚したいと家を出ていき、引っ越しをした。
* 別居する前の預金通帳には数百万円ほどあり、相談者は半分もらえると思っていたが、夫が投資の詐欺にあったと言って通帳の金額が０円になっていて生活費をもらうことが出来なかった。
* 別居をする前にはお店の収入がそれなりにあり、家庭の生活に困ってはいなかったが、別居することとなり相談者の手元にお金が無くなったので突然生活費に困るようになってしまった。
* 夫は子どもの養育費を払うと言っていたが、お金がないと言って払ってもらえなかった。
* 次女が大学に進学する際に、学費を夫からもらえない可能性があることと、離婚できていないために一時収入があった夫の所得で奨学金の対象になるかが、一番切実な相談だった。

■対応

* 離婚前だったが、ひとり親家庭相談「離婚前相談」につなぎ、ひとり親家庭が利用できる制度情報を入手した。
* 無料法律相談を紹介しつつ、離婚調停でお金をもらえるようにどのように要望を伝えたらよいかを助言。
* ひとり親家庭相談で子ども家庭支援センターを紹介されてDVの相談をした。その記録を裁判にも出している。
* 夫が養育費を払えないと言っていたが、調べてみると夫の収入が多くあり、養育費が取れるのではというアドバイスをした。
* 進路選択支援相談として次女の奨学金について申し込みや入学準備金の借り入れ方法などを助言した。学資保険をかけていたが満期の時期が入学金と授業料の納入に間に合わなかったので母子寡婦福祉資金を借りるように助言した。また家計急変でも奨学金を申し込めるとアドバイスをした。

■評価および今後の課題

* DV事例における離婚時の財産分与、養育費の支払いについて、適切に支援していく必要のある事例である。本事例では、確定申告の把握から財産状況の把握につながったが、財産の開示請求など弁護士等を通じた対応も必要である。
* 子どもの教育費への支援は、各種奨学金をはじめ様々な借り入れや給付がある。制度の変更があることも多く、相談員が制度やサービスについてきちんと把握しておく必要がある。
* 急に生活費に困るなど対応が大変な状況だったが、自分でパートの仕事を見つけて働き生活費を稼ぐなどしっかりされている方であった。DVや生活が苦しい中で自己評価が下がることも多くあるため、相談者は常に本人のストレングス（強み）を支援し、評価することが大切であると再確認した事例である
* 夫が嘘をつくので変化に対応するのが大変だったが、夫とのトラブルの話も相談員が聞くことで相談者を支えられ、話を聞くことが大切な役割であった。
* DV、離婚、ひとり親の子育て、生活費の問題など、目まぐるしく変わる環境に寄り添って支援する必要性があった。
* 人権協会はあらゆる相談を受けているので引き出しが多いことが強みであり、相談者に寄り添ってアドバイスをすることが大切である。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

* 市町村の福祉事務所、障がい福祉担当部署
* 市町村の人権担当部署
* 市町村人権協会・人権地域協議会
* 府市町村の女性相談センターや配偶者暴力相談支援センター及びDV防止相談担当課（DV防止法及び一時保護制度等の各種制度）
* 府子ども家庭センター、市町村の児童虐待防止相談窓口・担当課（児童虐待防止法及び一時保護制度等の各種制度）
* 市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）
* 社会福祉協議会
* コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
* 隣保館、人権文化センター
* 地域包括支援センター
* 包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）
* 法テラス
* 弁護士会
* 日本学生支援機構（奨学金）